千葉(県の1)
選挙管理委員会
28. 5. 30
千選管第　　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成 27 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（じゆうみんしゅとうちばけんさんぎいんせんきょくだいななしぶ）

1 政治団体の名称　自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県千葉市中央区本町３－１－３

3 代表者の氏名　元榮　太一郎

4 会計責任者の氏名　後藤　顕治

問合せ先

（担当者）後藤　顕治

（電話）043-202-3331

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　元榮　太一郎
・公職の種類（該当する方に○→）　参議院選挙区選出議員 / 候補者となろうとする者
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類（該当する方に○→）　（　現職　・　候補者　）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1） この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2） 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3） 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 8 8 1 6 0	2 7	2 8 0 5 3 0	¥1,706,462

✓

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0		32,	500,	000
①（前年からの繰越額）	0	2	0				0
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0		32,	500,	000
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		30,	793,	538
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		1,	706,	462

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0				0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0				0	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0				0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その４）

（４）借　入　金

	借入先	金額	備考
	元榮太一郎	32,500,000	
800	この頁の小計	32,500,000	
900	合計 E	32,500,000	

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の行番号140「(6)その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)の行番号120に「有」と記入されるものであること。
(2)借入先は、金融機関にあっては支店名（○○銀行○○支店）まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目				金額	備考
1 経常経費				十億 百万 千 円	
(1) 人件費	0	1	0	3,771,363	
(2) 光熱水費	0	2	0	1,136	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	2,105,873	
(4) 事務所費	0	4	0	3,238,374	
小計 ((1)～(4))	8	0	0	9,116,746	
2 政治活動費				十億 百万 千 円	
(1) 組織活動費	0	5	0	3,053,434	
(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	18,414,202	
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
（内訳） イ 宣伝事業費	0	9	0	18,414,202	
（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	
（内訳） エ その他の事業費	1	1	0	0	
(4) 調査研究費	1	2	0	8,724	
(5) 寄附・交付金	1	3	0	200,432	
(6) その他の経費	1	4	0	0	
小計 ((1)～(6))	8	0	1	21,676,792	うち本部・支部間の交付金合計 ２００，０００ 円
合計	9	0	0	30,793,538	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
				0				
この頁の小計				0				
その他の支出			1	136				
合計			1	136				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ラベルシール代			16,458	H27.9.8	京葉事務器(株)	千葉県千葉市中央区旭町１７－１	
ガソリン代			11,115	H27.9.10	(株)出雲　平山給油所	千葉県君津市平山７５８	
プラダン看板・木型代			763,560	H27.9.16	(株)ヤマコー	京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂５４－２	
デジタルカメラ代			39,399	H27.9.17	ＰＣボンバー	東京都台東区浅草橋３－３２－５－３Ｆ	
パソコンライセンス購入代			303,264	H27.10.7	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿６－１４－１	
看板作成用木工品購入代			11,137	H27.10.12	島忠ホームセンター・中野店	東京都中野区中野２－１０－１１	
ガソリン代			10,875	H27.10.14	出光六本木ＳＳ(株)六本木	東京都港区六本木７－４－２	
メガホン・スピーカー代			107,330	H27.10.17	(株)電池屋	東京都渋谷区幡ヶ谷３－２０－２　ＴＳビル３Ｆ	
幟立て代			19,548	H27.10.22	(株)システムグラフィ	福井県鯖江市下河端町４１４	
ワイヤレスチューナー代			17,340	H27.10.24	(株)電池屋	東京都渋谷区幡ヶ谷３－２０－２　ＴＳビル３Ｆ	
ガソリン代			12,058	H27.10.24	出光六本木ＳＳ(株)六本木	東京都港区六本木７－４－２	
封筒代			28,296	H27.10.29	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
この頁の小計			1,340,380				
その他の支出							
合計							

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
プラダン看板作成代	32,940	H27.10.30	(株)ヤマコー	京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂５４－２	
プラダン補修金具・パネル代	16,001	H27.11.10	(株)ケーヨー・ケーヨーデイツー三田店	東京都港区三田４丁目２番２０号	
封筒代	44,820	H27.11.17	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
ガソリン代	12,623	H27.11.17	田中燃料(株)	東京都港区六本木３丁目３－１１	
冷蔵庫代	74,470	H27.11.25	(株)ヨドバシカメラ・千葉店	千葉県千葉市中央区富士見２－３－１	
掃除機代	91,820	H27.11.25	(株)ヨドバシカメラ・千葉店	千葉県千葉市中央区富士見２－３－１	
清掃道具代	10,947	H27.11.25	(株)ツルハ・ツルハドラッグ千葉中央３丁目店	千葉県千葉市中央区中央３丁目３番１号	
ポールスタンド代	11,448	H27.11.28	(株)イタミアート	岡山県岡山市新保６６０－１５	
パソコンライセンス購入代	75,816	H27.12.8	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿６－１４－１	
備品代	22,537	H27.12.8	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町４－３－１８	
備品代	19,255	H27.12.9	(株)ニトリ・幕張店	千葉県千葉市美浜区幕張西４－１－１５	
封筒代	10,800	H27.12.11	(株)和田商店	千葉県千葉市中央区市場町４－３	
この頁の小計	423,477				
その他の支出	342,016				
合計	2,105,873				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵便代	1,065,220	H27.8.29	日本郵便(株)芝郵便局	東京都港区西新橋３－２２－５	
郵便代	149,812	H27.9.18	日本郵便(株)東京ミッドタウン局	東京都港区赤坂９－７－１	
駐車場契約代金	16,770	H27.10.5	フーサワ商事(株)	千葉県柏市柏２丁目３番１号	
切手代	10,400	H27.11.10	日本郵便(株)アーク森ビル内郵便局	東京都港区赤坂１－１２－３２	
切手代	82,000	H27.12.22	日本郵便(株)若葉郵便局	千葉県千葉市中央区中央２－９－１０	
切手代	41,000	H27.12.22	日本郵便(株)若葉郵便局	千葉県千葉市中央区中央２－９－１０	
切手代	16,400	H27.12.24	日本郵便(株)若葉郵便局	千葉県千葉市中央区中央２－９－１０	
事務所の賃貸料・その他備品及び内装工事代	1,763,100	H27.12.25	(株)ライト建設	千葉県千葉市花見川区幕張本郷１－６－７　カーサ幕張１０１	
この頁の小計	3,144,702				
その他の支出	93,672				
合計	3,238,374				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべて３７２２３１８３７の領収書を保管する

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 会費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	30,000	H27.8.30	じゅんいち会	千葉県山武市殿台２６９	
会費	200,000	H27.9.3	「木村てつや君」を励ます会	千葉県船橋市湊町１－２－２１－２０１	
会費	10,800	H27.9.20	滝口ひろし後援会　北心会	千葉県船橋市咲が丘４－２０－４０	
会費	10,800	H27.9.20	滝口ひろし後援会　北心会	千葉県船橋市咲が丘４－２０－４０	
会費	20,000	H27.10.1	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	千葉県八千代市大和田新田３１０	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費	20,000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
この頁の小計	411,600				
その他の支出					
合計					

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　会費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			20	000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費			20	000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費			20	000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費			20	000	H27.10.8	本間進君　千葉県議会議長就任 披露会　事務局	千葉県千葉市中央区浜野町１４０８	
会費			20	000	H27.10.19	自由民主党千葉県第九選挙区支部	千葉県千葉市若葉区若松町３６０－２１	
会費			20	000	H27.10.19	自由民主党千葉県第九選挙区支部	千葉県千葉市若葉区若松町３６０－２１	
会費			20	000	H27.10.22	「さいとう健君に夢を託す会」事務局	東京都千代田区永田町２－２－１　衆議院第１議員会館８２２	
会費			20	000	H27.11.5	衆議院議員　そのうら健太郎君を励ます会	東京都千代田区永田町２－２－１　衆議院第一議員会館３２１	
会費			20	000	H27.11.7	鈴木衛後援会	千葉県市川市八幡３－２９－２０　秋葉ビル３Ｆ	
会費			20	000	H27.11.16	至幸会	東京都千代田区永田町２－１－２　衆議院第二議員会館３１５	
会費			20	000	H27.11.17	鷹之政経フォーラム	東京都千代田区永田町２－２－１　衆議院第一議員会館４１７	
会費			20	000	H27.11.24	衆議院議員　松野ひろかず君を励ます会	東京都千代田区永田町２－２－１　衆議院第一議員会館５０２	
この頁の小計			240	000				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 会費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	20,000	H27.11.25	参議院議員　世耕弘成 「政経セミナー」事務局	東京都千代田区永田町２－１－１　１０１７号室	
会費	20,000	H27.11.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町２－１３　千葉自由民主会館３０１	
会費	20,000	H27.11.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町２－１３　千葉自由民主会館３０１	
会費	20,000	H27.11.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町２－１３　千葉自由民主会館３０１	
会費	20,000	H27.11.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町２－１３　千葉自由民主会館３０１	
会費	20,000	H27.11.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町２－１３　千葉自由民主会館３０１	
会費	20,000	H27.11.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町２－１３　千葉自由民主会館３０１	
会費	20,000	H27.12.7	自由民主党千葉県第十一選挙区支部事務局	千葉県茂原市木崎２８４－１０	
この頁の小計	160,000				
その他の支出	241,404				
合計	1,053,004				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 旅費交通費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
タクシー代	10,010	H27.10.4	東京エムケイ（株）	東京都港区東新橋１－３－９ 第４小田ビル３階	
レンタカー代	10,707	H27.10.18	ニッポンレンタカーアーバンネット（株）	東京都千代田区東神田２－１－１１	
レンタカー代	10,343	H27.11.6	ニッポンレンタカーアーバンネット（株）	東京都千代田区東神田２－１－１１	
レンタカー代	12,872	H27.11.12	ニッポンレンタカーアーバンネット（株）	東京都千代田区東神田２－１－１１	

この頁の小計	43,932
その他の支出	728,576
合計	772,508

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 会場費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費			124,	050	H27.10.15	公益財団法人　千葉市文化振興財団	千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館4階	
会場費			269,	568	H27.10.16	公益財団法人　松戸市文化振興財団	千葉県松戸市千駄堀６４６番地の４　森のホール２１	
会場費			120,	880	H27.10.20	船橋市民文化ホール	千葉県船橋市本町２－２－５	
会場費			113,	380	H27.10.30	成田国際文化会館指定管理者	千葉県成田市土屋３０３	
会場費			347,	760	H27.11.10	公益財団法人　習志野文化ホール	千葉県習志野市谷津１－１６－１	
会場費			251,	420	H27.11.20	公益財団法人　市川市文化振興財団	千葉県市川市大和田１丁目１番５号	
この頁の小計		1,	227,	058				
その他の支出				864				
合計		1,	227,	922				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 印刷物作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ポスター代	3,078,216	H27.9.2	(株)イツキプリント	東京都品川区二葉２－２１－５	
リーフレット代	190,512	H27.10.7	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
ポスター・名刺代	7,068,964	H27.10.7	(株)イツキプリント	東京都品川区二葉２－２１－５	
リーフレット代	45,360	H27.10.21	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
ポスター代	20,412	H27.10.21	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
リーフレット代	45,360	H27.10.29	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
入会申込書代	42,120	H27.11.5	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
リーフレット・名刺・入会申込書・封筒代	154,764	H27.11.9	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
ポスター代	1,440,342	H27.11.11	(株)イツキプリント	東京都品川区二葉２－２１－５	
リーフレット・封筒代	263,520	H27.11.30	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
ポスター代	95,904	H27.12.1	(株)イツキプリント	東京都品川区二葉２－２１－５	
ポスター等製作代	3,000,000	H27.12.8	(株)ライト建設	千葉県千葉市花見川区幕張本郷１－６－７　カーサ幕張１０１	
この頁の小計	15,445,474				
その他の支出					
合計					

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 印刷物作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ポスター等製作代	1,893,480	H27.12.8	(株)ライト建設	千葉県千葉市花見川区幕張本郷１－６－７　カーサ幕張１０１	
リーフレット・のぼり旗・ハガキ代	330,480	H27.12.8	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
挨拶状・封筒代	169,560	H27.12.24	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
ポスター・名刺代	565,920	H27.12.28	(有)あどぷりんと	千葉県茂原市西野１０８－１	
この頁の小計	2,959,440				
その他の支出	9,288				
合計	18,414,202				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 書籍購入費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
				0				
この頁の小計				0				
その他の支出				8,724				
合計				8,724				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 交付金 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金			200,	000	H27.9.1	自由民主党我孫子市支部	千葉県我孫子市高野山８８	
この頁の小計			200,	000				
その他の支出				432				
合計			200,	432				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金			200,	000	H27.9.1	自由民主党我孫子市支部	千葉県我孫子市高野山８８	
8	0	0	この頁の小計			200,	000				
9	0	0	合計			200,	000				

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☑	☐	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金					
			摘要		金額				年月日	備考
					十億	百万	千	円		
			元榮太一郎			32,	500,	000	H27.8.28	
8	0	0	この頁の小計			32,	500,	000		
9	0	0	合計			32,	500,	000		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 5 月 30 日

政治団体の名称　**自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部**

会計責任者の氏名　**後藤　顕治**　

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成28年5月25日

自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部
代表　元榮太一郎　殿

登録政治資金監査人　井上　真
登　録　番　号　第　3853　号
研修修了年月日　平成23年1月18日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部の平成27年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部の主たる事務所（千葉県中央区本町３丁目１番３号）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上